

平成 2 1 年度 新上五島町行政評価実施要領

（趣旨）

第 1 条 この要領は、新上五島町行政評価制度実施要綱（以下「要綱」という。）に基づき、平成 2 1 年度事務事業評価及び基本事業評価の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（評価対象）

第 2 条 本年度は、事務事業評価及び基本事業評価とも完全実施とし、評価対象は次の各号による。

1. 事務事業評価については次のとおり。

①事前評価

平成 2 1 年度及び平成 2 2 年度に実施しようとする新規の事務事業。

②途中評価

平成 2 0 年度以前から実施されており、今後も事業計画が予定されている事務事業。

③事後評価

平成 2 0 年度に事業が終了した事務事業。

2. 基本事業評価については、平成 2 0 年度の事務事業を取りまとめ評価をする。

（評価方法）

第 3 条 評価は別紙の事務事業評価表（事前評価・途中評価・事後評価）及び基本事業評価表により、行うものとする。

本年度の評価スケジュールについては、別紙のとおりとする。

（改善）

第 4 条 前条の実施に伴い生じた問題点については、行政評価制度プロジェクトチームにおいて、本年 1 2 月から翌年 1 月を目処に検討するものとする。